平成２３年（フ）第８７０８号
大阪市阿倍野区王子町３丁目７番13号　北畠荘園１号
債務者　高岸　茂高
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７４４号
大阪府摂津市千里丘東５丁目18番16号
債務者　小田　義勝
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７８２号
大阪市西成区玉出西１－８－６　ハイツサイト－501、住民票上の住所大阪府吹田市岸部南３丁目21番21号
債務者　津村　伸幸
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８８０２号
大阪市住之江区新北島３丁目７番45―707号
債務者　篠宮　康将
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８８２５号
大阪府枚方市桜丘町71番20―203号
債務者　中洲　崇憲
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４号
大阪府高槻市牧田町14番81―404号
債務者　谷口　正敏
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２号
大阪市阿倍野区昭和町５丁目８番21号　西田辺ハイツ302号
債務者　瀧　　廣子
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５号
大阪府東大阪市加納５丁目10番15号　ボヌール21―501号、前住所大阪府門真市石原町23番５号
債務者　布川　一男
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５８号
大阪府東大阪市荒川１丁目６番11号　ハイムリップル荒川101号
債務者　花岡　克行
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８１号
大阪市大正区泉尾４丁目15番３号
債務者　吉川　美紀
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９２号
大阪府吹田市高野台４丁目１番Ｂ79―505号
債務者　加藤　直弘
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３２号
大阪市生野区桃谷２丁目23番21号
債務者　石田　祐子
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３３号
大阪市天王寺区上汐６丁目４番２号、住民票上の住所大阪市天王寺区上本町９丁目２番７―1203号
債務者　油井紗矢香
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１１号
岡山県倉敷市西中新田507番地２　２階１号室
債務者　山﨑　將充
1　決定年月日時　平成24年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第２０６１号
札幌市中央区南12条西14丁目２番12―401号
債務者　吉田満裕美（旧姓西畑）
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９８４号
札幌市豊平区平岸１条９丁目６番６号　コーポ大洋２－３号
債務者　鈴木　大介
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９８６号
札幌市東区北44条東２丁目２番６号　第一美和ハウス106号
債務者　青野　　稔
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部